

## **【事案Ⅲ－１】火災共済金請求**

・2019年8月19日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人所有店舗が火災により損壊し、被申立人に火災共済金を請求したところ、共済価額と共済金額との割合計算により修繕費見積額208万円であるところ、共済金38万円の支払額であると提示されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、共済金208万円を申立人に支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 火災共済金額1,700万円の契約に加入しており、修理費は共済金額より低額であるため、1,700万円までの損害が全額補償されるのは当然である。また、共済金の支払にあたっては遅延損害金を求める。
- (2) 被申立人から契約できる最大の額は1,700万円であると説明され、再取得価額(共済価額)や割合支払いについての説明を受けたことがない。全額支払いできないのであれば、このような契約には加入していなかったため、契約無効を求める。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 共済金額が共済価額の80%未満である場合、共済金額(1,700万円)を共済価額(1億2,072万円)の80%で除した数を乗じて共済金を算出すると約款・事業規約に規定されているため、申立人の請求には理由がない。また、本件火災に係る共済金については、申立人から、未だに支払請求書の提出を受けていないから、遅延損害金は発生していない。
- (2) 申立人は、共済金額を1,700万円とした契約を平成24年から7回継続し、各継続時には、申立人へ約款・事業規約を交付しており、損害全額の填補を受けるためには、どのような共済金額が必要かの説明は十分であったと考える。

## ＜裁定の概要＞

被申立人は、申立人所有店舗の火災による損壊について、共済金として38万1,460円およびこれに対する同共済金額を被申立人が申立人に通知した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を申立人に支払え。

1. 約款・事業規約によると火災共済金の算出方法（共済金額が共済価額の80%未満である場合）については、「損害の額×共済金額／（共済価額×80%）」とされている。したがって、火災共済金は38万1,460円（費用共済金を含む）となり、被申立人から申立人に対して提示された共済金の額は、本件約款・事業規約に基づき正しく算出されたものと認めることができる。
2. 遅延損害金については、交渉の経過に照らしてみると、申立人の共済金請求の意思は明らかであり、被申立人においても、申立人に支払うべき共済金の額を確定しており、既に申立人の請求があったものとして対応をしていたのであるから、未だ申立人からの請求がないと主張することは相当ではないといわざるをえない。被申立人は、遅くとも共済金額を確定し申立人に通知した後の遅延損害金を支払うべき義務がある。
3. 申立人は、割合的に損害をてん補する契約とは理解していなかったから、この点に錯誤があると主張するが、具体的な事実関係を確認するために必要な証拠が、申立人からも、被申立人からも何ら提出されない。  
具体的な事実を確認してこれらの疑問を解明した上でなければ、錯誤の有無の判断をすることができないところ、当事者双方からの的確な証拠の提出がない本件においては、そのような認定および困難であることから、本件共済契約が錯誤により無効とする申立人の主張は採用することができないことに帰する。